

江戸屋敷での生活

二十九歳で夫を亡くし、敬台院と呼ばれるようになった氏姫は、至鎮の遺領を継いだ十歳の忠英を支えて徳島藩を見守っていたかねばならなかった。敬台院は若い藩主を守り、二十年苦楽をともした相愛の夫に替わって徳島藩を安泰させ、幕府の圧力を防がねばならなかった。そのために隠居していた義父の蓬庵（家政）を後見役として城内西の丸に迎えた。実父母も養父も亡くしていた敬台院は以後、何事につけても家政の力を頼った。それに加えて神仏の力を頼み、この頃より敬台院は大石寺門流に帰依するようになった。至鎮が京都で治療を受けていた頃、家政が要法寺（京都市左京区）の日恩上人の教化を受けていたので、敬台院もともに至鎮の病氣祈願に要法寺に通ったのかも知れない。それが、大石寺門流との縁ではないかと考えられる。

元和八年、有力諸大名の謀反の噂が江戸に広まった。そのため、この年、幕府は江戸へ外様大名の妻子を人質として留め置くことにした。しかし、外様大名たちはすでに関ヶ原の戦い前後から自主的に妻や母ら家族を江戸へ住まわせていた。敬台院が江戸へ移住した年ははっきりしないが、おそらく元和八年には江戸屋敷に入ったと考えられる。この時より敬台院は江戸での人質生活を送ることになり、毎年銀五十枚と綿百把ほかを与えられるようになった。

元和九年六月に秀忠が將軍職を引き、家光が三代將軍の座についた。九月、十三歳の忠英は元服し、上洛から江戸城に帰ったばかりの大御所となった秀忠に拝謁し、秀忠の一字を賜り忠鎮と改名し、後に忠英と改めた。

この頃より敬台院の大石寺門流への信仰が深まっていく。同年、敬台院は江戸屋敷内に、実母峯高院（登久姫）の十七回忌法要に際して鏡台山法詔寺を建立し、了玄（日精上人）を初代開

基住職とした。しかし江戸の法詔寺は前年に幕府から出された新寺の建立禁止のためか、敬台院の建立したのは持仏堂で、寺院ではなかったようである。この持仏堂建立に関してちよつとした騒ぎが起きた。まだ信仰の浅い敬台院が持仏堂に仏像を造立することを強く望んだため、日精上人はやむを得ず許可したところ、宗門内の僧たちから非難の声が上がった。当時まだ二十四歳の若い僧であった日精上人は『随宜論』という本を著わし弁明した。敬台院と日精上人とは、日精上人が若い頃京都で修行していた時に出会ったのではないだろうか。日精上人は慶長五年の生誕とあるので、敬台院より八歳若い。後に日精上人は日蓮正宗総本山第十七世法主となる。

元号が改まり寛永期に入ると、敬台院の身辺に変化が生じた。寛永二年（一六二五）、敬台院の住んでいた中屋敷が火災に遭った。秀忠や家光から夜具や呉服の見舞い品が届けられた。同四年、次女万が備後国（広島県）福山城主水野勝成の三男で旗本の水野成貞に嫁いだ。同六年には藩主忠英が敬台院の姪に当たる故小笠原忠脩の娘繁を妻に迎え、徳島城で祝儀を上げた。同七年には早くも長男千松丸（三代藩主光隆）が誕生した。同じ年、長女三保も長男勝五郎（鳥取藩主池田光仲）を出産した。

寛永九年は、敬台院にとってあわただしい年となった。一月に長女三保が幼い乳飲み子を残して二十六歳で世を去った。二月には義兄に当たる大御所秀忠が五十四歳の生涯を終えた。敬台院は遺物として金百枚と銀千枚、忠英に銀三千枚と山内国次の刀が遣わされた。四月には長女三保の夫であった岡山藩主池田忠雄が三十一歳で死去した。敬台院の身辺から頼りとする人々が次々と世を去り、敬台院はいっそう信仰を深めていった。

大石寺の大檀那として

寛永九年、大石寺（静岡県富士宮市）の開山で第二祖日興上人の三百遠忌にあたり、二月には第十六世日就上人が入寂したため日精上人が総本山に入坊した。敬台院はかつて焼失した大石寺の御影堂、正面十四間奥行き十三間の大伽藍を、日精上人を願主として寄進再建した。棟札に「大施主 松平阿波守忠鎮公之御母儀鏡（敬） 台院日詔信女敬白 日精養母也」とある。忠英は正鎮とも忠鎮ともいった。日精上人の養母とあるのは、諸堂を修理造営し宗門の復興をともしにく上でかかせない大檀越（大檀那）として敬母のような存在という意味であろうか。

翌寛永十年、敬台院は御影堂の裏に高さ一丈六尺五寸の逆修塔（生前に來世の追善菩提を願うために建てる石塔婆）を建立した。傍らに長女芳春院と孫の現寿院の墓石も建てられている。

寛永十三年、敬台院は相模国（神奈川県）鎌倉の仏日庵領大徳寺屋敷を三十両で購入して鏡台寺を開創した。寛永十四年、敬台院の推挙により、日精上人は公儀の年賀に乗輿を許可された。

また、敬台院は大石寺に朱印状を下付されるよう、幕府の勘定奉行伊丹康勝に依頼した。寛永十五年、敬台院は大石寺基金として七百四十一両を寄進した。この時の力強い敬台院自筆の寄進状「大石寺重物に渡す金子の事」が大石寺に残されている。署名は「鏡台院 日詔」とある。そこには、①金子五百両を代々のご法主上人方々の賄いの費用の基金として渡すが、これを檀家檀那中の才覚によって貸付け、その利息分を毎年取り立て当主の上人に差上げ、庫裡の維持費とすること、②金子二百四十一両は大石寺の茅葺替えの費用として檀那中へ預け、貸米の基金とすること、という二項目が書かれてある。寄付金の具体的な使い方を述べ、基金の永続的な運用法まで指示した興味深い書状である。